

日看協発第432号
令和7年12月25日

心臓血管外科専門医認定機構 御中

公益社団法人 日本看護協会

会長 秋山智弥
(公印略)

心臓血管外科専門医認定機構 認定基幹修練施設における
「胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師」の配置要件についての意見

心臓血管外科専門医認定機構においては、2030年より認定修練施設の領域別「基幹」称号付与の要件として、「胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師の配置」を追加する方針決定がなされ、関連学会員や病院団体への周知がなされています。

この要件は、看護の専門性と看護師の自律性を否定するものであり、日本看護協会は、本要件の再検討を強く要望します。

■本会が問題と認識する貴機構が提示した『要件』

<認定修練施設の領域別「基幹」称号付与・心臓基幹に追加された要件>
胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師登録制度に登録した看護師(特定行為研修修了看護師)が週5日以上、1日就業時間の8割以上を診療科の業務(=医師の業務補助、病棟看護師としての業務は不可)に従事していること(手術部、集中治療部のみの勤務は認めない)

■本会が再検討を求める理由

- 看護師の勤務時間の大部分を、看護師としての本来の業務ではなく医師の業務補助に充てることを求ることは、特定行為に係る看護師の研修制度の本来の趣旨に反するだけでなく、法律により定められた看護師の業務範囲や配置の在り方を制限するものである。これは、看護の専門性や看護師の自律性を否定することにつながり、すでに現場において混乱や懸念を生じさせている。
- 本要件は、国が医師から他の医療関係職種へのタスク・シフト／シェアを推進するに当たり、「各医療関係職種の資格法における職種ごとの専門性」を前提としていることにも反するものである。
- 本要件により、看護部における看護職の確保(特に夜勤人材)が一層困難となることに加え、病院や看護部の方針、さらには看護師本人の意向に沿った特定行為研修修了者の育成および配置が進められなくなることなどが、強く懸念される。

以上